訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 利用料金表

令和6年06月1日改定

1. 基本利用料

項目	料金(1割負担で表示してあります)
□訪問リハビリテーション費	308 円(1 回/20 分)
(要介護 1~5)	
□介護予防訪問リハビリテーション費	298 円(1 回/20 分)
(要支援 1~2)	※利用開始する月から 12 月超えた場合は
	30 円減算
□事業所外の医師が訪問リハビリテーションに	-50 円(1 回/20 分)
かかる診療をした場合	

2. 加算料金

項目	料金(1割負担で表示してあります)
□サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回6円/回
勤続7年以上の者が在籍している	
□短期集中リハビリテーション実施加算	
退院・退所日、要介護認定日から起算して3	
カ月以内に1週間に2日以上、一日当たり20	200 円/日
分以上、リハビリテーション(以下リハビリ)	
を集中的に実施した場合	
□リハビリテーションマネジメント加算イ	
3 ヶ月に 1 回以上リハビリ会議を開催し、リハ	
ビリ専門職がリハビリ計画書の内容を説明、同	180 円/月
意を得るとともに医師に報告をした場合	
(要介護 1~5 の場合のみ)	
□事業所医師が利用者又は家族に説明し利用者	
の同意を得た場合	
3 ヶ月に 1 回以上リハビリ会議を開催し、医師	270 円/月
がリハビリ計画書の内容を説明した場合	
□認知症短期集中リハビリテーション実施加算	
認知症の診断があるかつリハビリテーション	
により生活機能の改善が見込まれる方に退	240 円/日
院・退所日または訪問開始日から3月以内に	
リハビリテーションを集中的に行った場合。	
□退院時共同指導加算	
退院にあたり、訪問リハビリテーション事業	600 円/回
所の専門職が退院前カンファレンスに参加し	
退院時共同指導を行った場合。	